

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 神奈川県
(氏 名) A

上記被審人に対する平成29年度(判)第19号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金434万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年3月26日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年1月25日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、総合リース業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「JIA」という。）に勤務していた者であるが、

- (1) 遅くとも平成27年6月26日までに、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らず、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成27年7月29日より前の同年6月29日から同年7月17日までの間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、自己及び親族であるCの計算において、JIA株式合計7200株を買付価額合計1088万1100円で買い付け、また、平成27年7月1日及び同月8日、B証券株式会社を介し、D証券株式会社が運営する私設取引システム（以下「PTS」という。）において、自己及びCの計算において、JIA株式合計200株を買付価額合計31万4090円で買い付け
- (2) 遅くとも平成27年11月13日までに、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、M&Aアドバイザーリー事業に特化した専門子会社を設立することについての決定をした旨の重要事実を知らず、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成27年11月16日午後3時頃より前の同日午前9時32分頃から午後3時までの間、B証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己及びCの計算において、JIA株式合計1300株を買付価額合計229万1200円で買い付け、また、同日午前11時1分頃、B証券株式会社を介し、D証券株式会社が運営するPTSにおいて、自己及びCの計算において、JIA株式合計200株を買付価額合計35万3980円で買い付け
- (3) 遅くとも平成28年7月12日までに、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、PCIホールディングス株式会社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らず、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成28年8月10日午前11時30分頃より前の同年7月29日から同年8月10日午前11時30分までの間、B証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己及びCの計算において、JIA株式合計7400株を買付価額合計2066万9200円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第175条第10項第2号、第166条第1項第1号、第2項第1号ニ、第1号ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号、第2号、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の23第2項第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

ア. 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(1,780円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(1,780円×7,400株)

ー (1,406円×100株+1,415円×200株+1,421円×100株+1,426円×100株+1,429円×100株+1,466円×100株+1,486円×100株+1,491円×200株+1,493円×100株+1,494円×100株+1,495円×100株+1,496円×400株+1,497円×100株+1,498円×200株+1,499円×100株+1,500円×100株+1,501円×200株+1,502円×200株+1,503円×300株+1,504円×200株+1,505円×300株+1,506円×400株+1,507円×300株+1,508円×300株+1,509円×100株+1,510円×200株+1,511円×100株+1,514円×100株+1,516円×100株+1,517円×100株+1,518円×100株+1,521円×200株+1,522円×100株+1,532円×100株+1,536円×100株+1,539円×200株+1,541円×100株+1,561円×100株+1,561.9円×100株+1,569円×200株+1,571円×100株+1,574円×100株+1,579円×100株+1,581円×100株+1,582円×200株+1,585円×100株+1,587円×100株+1,588円×100株+1,595円×100株)

=1,976,810円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,970,000円となる。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

ア. 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業

務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(2,036円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(2,036円×1,500株)

－ (1,731円×100株+1,736円×200株+1,741円×100株+1,769.9円×200株
+1,770円×100株+1,771円×400株+1,774円×100株+1,777円×100株
+1,778円×100株+1,785円×100株)

= 408,820円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、400,000円となる。

(3) 違反事実(3)に係る課徴金の額

ア. 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(3,060円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(3,060円×7,400株)

－ (2,631円×100株+2,642円×100株+2,652円×100株+2,653円×100株
+2,654円×100株+2,655円×100株+2,657円×100株+2,658円×100株
+2,664円×100株+2,665円×100株+2,666円×100株+2,668円×100株
+2,673円×100株+2,682円×100株+2,686円×100株+2,689円×100株
+2,691円×100株+2,693円×100株+2,694円×100株+2,695円×100株
+2,696円×100株+2,697円×100株+2,698円×200株+2,699円×200株
+2,703円×100株+2,707円×100株+2,744円×100株+2,751円×200株
+2,763円×100株+2,766円×100株+2,770円×200株+2,775円×100株
+2,781円×100株+2,785円×100株+2,791円×100株+2,797円×100株
+2,816円×100株+2,822円×100株+2,825円×100株+2,828円×100株
+2,830円×100株+2,835円×100株+2,840円×100株+2,845円×100株
+2,847円×100株+2,860円×100株+2,870円×100株+2,880円×100株
+2,886円×100株+2,890円×200株+2,902円×100株+2,910円×100株
+2,911円×100株+2,913円×100株+2,914円×100株+2,916円×100株
+2,918円×100株+2,921円×300株+2,927円×100株+2,929円×100株
+2,931円×100株+2,942円×100株+2,951円×100株+2,955円×200株
+2,982円×100株+3,000円×100株)

=1,974,800円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,970,000円となる。

(4) 上記(1)ないし(3)により算定した額の合計
1,970,000円+400,000円+1,970,000円
=4,340,000円
となる。